

今後の障害児支援の在り方について（報告書）案への意見

構成員 田中 齋

（公益財団法人 日本知的障害者福祉協会）

6月18日に提案された報告書（たたき台）の以下の点について意見を提出したい。

1. 「はじめに」について

- 前回報告書では、障害児支援の前提として、障害児も子どもであり、子どもは社会の宝として支援の在り方を展開したが、その確認が必要ではないか。
- 旧検討会の報告書を受けて、序章が必要ではないか、その中でチャイルドファースト、子どもは社会の宝等の確認からスタート出来れば良いのではないか。
- P3、はじめの項に「後方支援」が記されると障害に対する専門支援が後方に後退する誤解が生まれやすいので「一般施策としての子育て支援に対する『**専門的支援**』としての専門性を発揮して・・・」としたほうが望ましいのではないか。

上記の関連で

2. P11 ②子育て支援に対する「後方支援」としての専門的役割の発揮

⇒②子育て支援に対する「**専門的支援**」としての役割の発揮

- ・「後方支援」という言葉から発するイメージによる影響
→「マイノリティ、下請け、拾い上げ、後追い」など誤解を招くことがある。
- ・障害児支援のあり方、インクルーシブについての施策等の議論を徹底してから後方支援として位置づけ、役割として論ずるのは時期尚早。
- ・少なくとも「後方支援」での強調はやめるべき。
- ・一般こども施策が「前方支援」とし障害児支援が「後方支援」としての位置づけられる誤解が生じやすく、子育て支援の「スーパーバイズ的な支援」、「(スペシャルな)専門的な支援」として位置づける。

3. P12 家族支援の重視

- 保護者等のレスパイトの支援の必要性とその事業の提供の課題への言及、その具体的な方策として、一般施策にある子ども家庭支援センター、家庭相談専門員、療育支援(発達支援)コーディネーターの役割・機能、配置等について検討する必要があるのではないか。
- 「所得保障という観点からは既に特別児童扶養手当等において・・・対応がなされていることも考慮すべきである」を丁寧に説明せずに記すと、手当が出ているから良いとして括られる危惧を感じる。⇒利用者負担等の兼ね合いに触れる必要はないのか。

4. P16 ⑥障害児入所施設に措置により入所した障害児の支援のあり方等

- 表題を「社会的養護が必要な障害児の支援体制の在り方等」と修正し、施設の現場で感じている障害児に対する社会的養護の深刻化からグランドデザインのなかでのふさわしい表現として整理されると良い。
- 本文 2 行・・・障害児も多い。障害児入所施設に措置により入所した障害児の支援の在り方についてと障害児入所施設が重複し使われるため削除か、「これらの入所した障害児の支援・・・」としてはどうか。更にまた、乳児院・・・以降は○で段落を増やしてはどうか。

5. ④支援者ごとの専門性の項について

- P20「ファシリテーション」の用語について
 - ・わかりやすい言葉にした方がよい。
 - ・専門用語すぎるので、概念規定をしっかりとすべき。(一般的にまだ馴染みが薄いので)
- 児童発達支援管理責任者の役割、措置に対する関係等も含めて必要とされる専門性が十分に確立されていないのではないかな。
⇒研修カリキュラムに係る課題、研修内容等についても検討する余地があるのではないかな。

6. ④就労支援等と連携した上での学校卒業後を見据えた支援

- P24 ⇒学校が中心で福祉(関係機関)連携において障害者福祉サービスと障害児支援との関係、役割等を明確にする必要がある。
- 「個別支援移行計画」の作成は、障害児支援側の視点では障害者福祉サービスへの移行の計画となり、受け皿となる障害者相談支援事業のサービス利用計画との関係性を明確にしたうえで連携の枠組みを示すことが必要ではないかな。

7. (4) 家族支援の強化策 について

- P28③保護者の「子育て力」の向上
「ペアレント・トレーニング」だけでなく、エンパワメント、親同士の連携の強化についても明記すべき。
- (4)家族支援の強化策の①から⑤は重要な課題から順に並べ替える。
⇒ ③、②、④、①、⑤
- ④保護者の就労のための支援
 - ・子どもに障害があるからといって就業が制限されるような・・・家族機能を壊すような必要以上の預かり等を・・・⇒表現方法がよくないので変更すべきではないかな。
- 新型出生前診断についての課題や親へのカウンセリング等について、どこかに触れる必要があるのではないかな。

8. 一元化を踏まえた職員配置

- P29 一元化等を踏まえ 」と等を追加して通所・入所支援等における専門職種を配置

する必要性について触れられないか。

- ・家庭支援専門相談員（児童入所）を配置
- ・療育支援コーディネーター（発達センター）を配置
- ・「指導員」「児童指導員」だけでなく、地域支援機能を充実・向上させるための人材を配置する方向性を明記する必要がある。

○保育所では「保育所保育指針」、幼稚園では「幼稚園教育要領」・・・
障害児支援に関する指針・ガイドラインは存在していない。
⇒ガイドラインのまえに（療育）指針を挿入する。